

## 新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例案（概要版）

## ◆国基準と異なる市（案）については、新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定によるもの

## 1. 特定教育・保育施設の運営基準 ～項目中、（準用）とあるものは、次表の特定地域型保育事業に準用する～

項目	国基準	従/参	新潟市（案）
利用定員に関する基準	①認定こども園・保育所 20人以上 ②法律に定める区分ごとに利用定員を定める。	従うべき基準	国基準と同じ
運営に関する基準	内容及び手続きの説明及び同意	①利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制及びその他重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従うべき基準
		①特定教育・保育施設は、利用者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法で提供することができる。	参酌すべき基準
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	①支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	従うべき基準	国基準と同じ
	②特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園）は、利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び現に利用している1号認定こどもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。また、選考方法は、あらかじめ支給認定保護者に明示しなければならない。		
	③特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）は、利用申込み利用定員を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。		
	①特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適	参酌すべき基準	国基準と同じ

運営に関する基準		切な措置を講じるものとする。		
	あっせん、調整及び要請に対する協力	①特定教育・保育施設の利用について、市町村が行うあっせん及び要請又は調整及に対し、できる限り協力しなければならない。	従うべき基準	国基準と同じ
	受給資格等の確認（準用）	①特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確認することとする。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	支給認定の申請にかかる援助（準用）	①特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ②支給認定の変更については、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	心身の状況等の把握	①特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	小学校等との連携（準用）	①特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	教育・保育の提供の記録（準用）	①特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	利用者負担額等の受領	①特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。 ②特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとする。 ③特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に	従うべき基準	国基準と同じ

運営に関する基準	利用者負担額等の受領	<p>要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>④特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 日用品、文房具等の購入に要する費用</li> <li>イ 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</li> <li>ウ 食事の提供に要する費用</li> <li>エ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</li> <li>オ その他支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</li> </ul> <p>⑤特定教育・保育施設は、費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。</p> <p>⑥特定教育・保育施設は、金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について保護者に説明を行い、同意を得る。</p>	従うべき基準	国基準と同じ
	施設型給付費等の額にかかる通知等	<p>①特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、施設型給付費の額を通知すること。</p> <p>②特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払いを受けた場合は、特定教育・保育の内容、費用の額等を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付すること。</p>	参酌すべき基準	国基準と同じ
	特定教育・保育の取り扱い方針	<p>①幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領に基づき（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は幼稚園教育要領及び保育所保育指針）、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。</p>	従うべき基準	国基準と同じ

運営に関する基準	特定教育・保育に関する評価等	①提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	相談及び援助(準用)	①常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	緊急時等の対応	①職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない	参酌すべき基準	国基準と同じ
	支給認定保護者に関する市町村への通知	①特定教育・保育施設は、保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	運営規定	①特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 ア 施設の目的及び運営の方針 イ 提供する教育・保育の内容 ウ 職員の職種、員数及び職務の内容 エ 教育・保育を提供する開所日、開所時間、休所日 オ 利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む) カ 利用定員 キ 施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む) ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策	参酌すべき基準	国基準と同じ

運営に関する基準	運営規定	コ 虐待防止のための措置に関する事項 サ その他教育・保育の運営に関する重要事項	参酌すべき基準	国基準と同じ
	勤務体制の確保等	①特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。 ③職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない	参酌すべき基準	国基準と同じ
	定員の遵守	①利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中の需要の増大、市町村からの要請又は災害等やむを得ない場合を除く。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	掲示（準用）	①特定教育・保育施設は、見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	平等原則（準用）	<u>①園児等の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</u>	従うべき基準	① <u>・「性別」、「障がいの有無」を加える</u>
	虐待等の禁止（準用）	①職員は、園児等に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき基準	国基準と同じ
	懲戒にかかる権限の濫用禁止（準用）	①施設長は、園児等に対し児童福祉法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従うべき基準	国基準と同じ
	秘密保持等（準用）	①職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	従うべき基準	国基準と同じ

運営に関する基準	秘密保持等 (準用)	②職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。 ③特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかななければならない。	従うべき 基準	国基準と同じ
	情報の提供等 (準用)	①特定教育・保育施設は、提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ②当該施設について広告する場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	参酌すべ き基準	国基準と同じ
	利益供与等の 禁止(準用)	①当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与、收受してはならない。	参酌すべ き基準	国基準と同じ
	苦情解決(準 用)	①提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ③苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ④提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。 ⑤市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	参酌すべ き基準	国基準と同じ
	地域との連携	①特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参酌すべ き基準	国基準と同じ

運営に関する基準	事故発生の防止及び発生時の対応(準用)	<p>①事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。</p> <p>ア 事故が発生した際の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>イ 事故が発生した場合又は、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>②事故発生時の対応</p> <p>ア 事故が発生した場合、保護者(家族等)、市町村に対する速やかな報告を行うこと。</p> <p>イ その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。</p> <p>ウ 賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。</p>	従うべき基準	国基準と同じ
	会計の区分(準用)	①特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	記録の整備	<p>①職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>②支給認定子どもに対する次に掲げる記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>ア 特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>イ 提供した教育・保育の記録</p> <p>ウ 支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 苦情内容等の記録</p> <p>オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	参酌すべき基準	国基準と同じ
特例施設型給付費に関する基準	特別利用保育の基準	<p>①条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準を遵守する。</p> <p>②特別利用保育に係る子どもと現に利用中の子どもの総数は、利用定員の数を超えないものとする。</p>	従うべき基準	国基準と同じ

<p>特例施設型 給付費に関 する基準</p>	<p>特別利用教育 の基準</p>	<p>①学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守する。 ②特別利用教育に係る子どもと現に利用中の子どもの総数は、利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>従うべき 基準</p>	<p>国基準と同じ</p>
---------------------------------	-----------------------	--	--------------------	---------------



## 2. 特定地域型保育事業の運営基準

項 目		国 基 準	従/参	新潟市(案)
利用定員に関する基準	利用定員	①家庭的保育事業 1人以上5人以下 ②小規模保育事業A型・B型 6人以上19人以下 ③小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業 1人 ※定員は、特定地域型保育の種類及び事業所ごとに満1歳未満の子供と満1歳以上の子供に区分して利用定員を定める。	従うべき基準	国基準と同じ
運営に関する基準	内容及び手続きの説明及び同意	①利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従うべき基準	国基準と同じ
		①特定教育・保育施設は、利用者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法で提供することができる。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	①特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない ②特定地域型保育事業者は、利用の申し込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。また、選考方法は、あらかじめ支給認定保護者に明示しなければならない。 ③特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする	従うべき基準	国基準と同じ
	あっせん、調整及び要請に対する協力	①特定地域型保育事業の利用について、市町村が行うあっせん及び要請又は調整及に対し、できる限り協力しなければならない。	従うべき基準	国基準と同じ

運営に関する基準	心身の状況等の把握	①地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めるものとする。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	特定教育・保育施設等との連携	①特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、次の事項について、連携協力を行う連携施設を適切に確保しなければならない。 ア 集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の支援 イ 代替保育の提供 ウ 当該特定地域型保育の提供の終了に際して、継続的に特定教育・保育の提供すること ※定員 20 人以上の事業所内保育事業者は①ア、イにかかる連携は不要	従うべき基準	国基準と同じ
		①居宅訪問型保育事業者は、乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な支援が受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	利用者負担額等の受領	①特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。 ②特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとする。 ③特定地域型保育の提供に当たって、当該保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 ④特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 ア 日用品、文房具等の購入に要する費用 イ 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用	従うべき基準	国基準と同じ

運営に関する基準	利用者負担額等の受領	ウ 食事の提供に要する費用 エ 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 オ その他支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの ⑤特定地域型保育事業者は、費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。 ⑥特定地域型保育事業者は、金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について保護者に説明を行い、同意を得ることとする。	従うべき基準	国基準と同じ
	特定地域型保育の取り扱い方針	①特定地域型保育事業者は保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて適切に保育の提供を行わなければならない。	従うべき基準	国基準と同じ
	特定地域型保育に関する評価等	①提供する特定地域型保育の質について自己評価を行い、改善を図ること。 ②定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表し、改善を図ること。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	運営規定	①特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 提供する特定地域型保育の内容 ウ 職員の職種、員数及び職務の内容 エ 特定地域型保育を提供する開所日、開所時間、休所日 オ 利用料等に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む） カ 利用定員 キ 施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む） ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策	参酌すべき基準	国基準と同じ

運営に関する基準	運営規定	<p>コ 虐待防止のための措置に関する事項</p> <p>サ その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項</p>	参酌すべき基準	国基準と同じ
	勤務体制の確保等	<p>①特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>②特定地域型保育事業所ごとに、当該施設の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。</p> <p>③職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国基準と同じ
	定員の遵守	①利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし年度中の需要の増大、市町村からの要請又は災害等やむを得ない場合を除く。	参酌すべき基準	国基準と同じ
	記録の整備	<p>①職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>②支給認定子どもに対する次に掲げる記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>ア 特定地域型保育の提供に当たっての計画</p> <p>イ 提供した特定地域型保育の記録</p> <p>ウ 支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 苦情内容等の記録</p> <p>オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	参酌すべき基準	国基準と同じ
	準用	「1. 特定教育・保育施設の運営基準」表中「(準用)」とあるものは特定教育・保育施設の運営基準を準用する。	参酌すべき基準	国基準と同じ
特例地域型保育給付費に関する基準	特別利用地域型保育の基準	<p>①条例で定める地域型保育事業の認可基準を遵守すること</p> <p>②特別利用地域型保育に係る子どもと現に利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</p>	従うべき基準	国基準と同じ
	特定利用地域型保育の基準	<p>①条例で定める地域型保育事業の認可基準を遵守すること</p> <p>②特定利用地域型保育に係る子どもと現に利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</p>	従うべき基準	国基準と同じ

附則	特定保育所に関する特例	<p>①特定保育所が特定教育・保育を提供する場合は、当分の間、「利用者負担額等の受領」及び「支給認定保護者に関する市町村への通知」の項目における施設型給付費に関する規定を、子ども・子育て支援法附則第6条における委託費に関する規定に読み替えて適用したうえで、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価を支給認定保護者から受ける際、市町村の同意を得ることを要件とし、「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の項目の規定は適用しない。</p> <p>②特定保育所は市町村からの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	従うべき基準	国基準と同じ
	施設型給付費に関する経過措置	<p>①特定教育・保育施設が1号認定の子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を、子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき必要な読み替えをおこなったうえで適用する。</p> <p>②特定地域型保育事業者が、1号認定の子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき必要な読み替えをおこなったうえで適用する。</p>	従うべき基準	国基準と同じ
	利用定員に関する経過措置	①小規模保育事業C型にあつては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。	従うべき基準	国基準と同じ
	施設連携に関する経過措置	①特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる	従うべき基準	国基準と同じ